

令和4年3月25日(金曜日)

(発信者)
野々市市 市民協働課 広報広聴係
電話番号 076-227-6056
FAX 番号 076-227-6259
Mail kyoudou@city.nonoichi.lg.jp
HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp>

野々市市事業復活緊急支援金について

このことについて、下記のとおりお知らせします。

記

○趣旨

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける事業者を緊急に支援するため、国・県の事業復活支援金に上乗せする独自の支援金「野々市市事業復活緊急支援金」を交付します。

○対象事業者

- ・確定申告の納税地が市内であること。
※「確定申告」とは、法人については法人税の確定申告、個人事業主については所得税の確定申告のことをいいます。
- ・国の事業復活支援金及び石川県事業復活支援金の支給を受けていること。
- ・代表者又は役員が野々市市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。

○支援金の額

- ・法人
売上減少率 50%以上 20 万円
売上減少 30%以上 50%未満 12 万円
- ・個人事業主
売上減少率 50%以上 10 万円
売上減少率 30%以上 50%未満 6 万円
※売上減少率の考え方は、国の事業復活支援金と同じです。

○申請受付開始日

令和4年4月1日

○その他

手続き等の詳細は、決定次第市ホームページでお知らせします。

お問い合わせ先

野々市市企画振興部産業振興課 担当：今村 TEL：076-227-6082

～関連するSDGsのゴール～

